

# 区営住宅 入居者募集

募集案内の配布は

11月18日(火)～26日(水)

【募集戸数】22戸

【申込資格】区内在住で住宅に困り、世帯の収入が所得基準内(下表)の方。詳しくは、募集案内をご覧ください。

【募集案内の配布】11月18日(火)～26日(水)に住宅課、区政情報センター(本庁舎1階)、区役所第1分庁舎1階受付、特別出張所、区立中央・四谷・鶴巻図書館(施設の休館日を除く)で配布します。11月18日(火)からは、新宿区ホームページでも取り出せます。

【申込み】募集案内に折り込みの申込書に記入し、住宅課へ郵送してください。11月18日(火)～27日(木)の消印があり、28日(金)までに到着したものを受け付けます。

●優遇抽選制度の実施

23年5月以降の募集で「高齢者単身者向け」または「障害者単身者向け」の区営住宅に申し込み、同一種類の住宅で3回以上落選し、希望する方は、1件

## 所得基準表

一般世帯		障害者等の世帯	
家族数	年間所得金額	家族数	年間所得金額
単身	0～189万6000円	単身	0～256万8000円
2人	0～227万6000円	2人	0～294万8000円
3人	0～265万6000円	3人	0～332万8000円

※所得金額は所得税法上の所得金額をいい、給与所得控除後または必要経費控除後の前年中の所得金額です。計算方法は「募集案内」をご覧ください。

※家族数には申込者本人を含みます。家族数が4人以上の場合は、1人に付き38万円を加算してください。

の申し込みにつき抽選番号を2つ割り当てます。

※落選回数を確認するため、抽選の前に落選はがき等を提出いただく場合があります。

【問合せ】住宅課区立住宅管理係(本庁舎7階) ☎(5273)3787・FAX(3204)2386へ。

# 11月12日～25日は 女性に対する暴力をなくす運動期間

## 一人で悩まず 早めに相談を

配偶者やパートナーからの暴力(DV)、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等の暴力は、女性が被害者になることが多く、女性の人権を著しく侵害するもので、決して許されない行為です。

国や地方自治体では、毎年11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、女性への暴力を根絶するための広報や講演会等の啓発活動を実施するほか、相談体制の充実を図っています。一人で悩まず、相談窓口(下表)へご相談ください。

【問合せ】男女共同参画課 ☎(3341)0801・FAX(3341)0740へ。

- 暴力の形はさまざまです**
- 身体的な暴力に限らず、相手を自分の思い通りに支配することも暴力です。一人一人が暴力について正しく理解することが大切です。
- ◆身体的暴力：殴る・蹴る・物を投げつける・刃物などの凶器を体に突き付けるなど
  - ◆精神的暴力：怒鳴る・暴言・無視・携帯電話や私信を見るなど
  - ◆性的暴力：性行為の強要・避妊に協力しない・見たくないビデオ等を見せるなど
  - ◆経済的支配：生活費を渡さない・働くことを禁じる・金銭的自由を制限するなど
  - ◆社会的暴力：人前での侮辱・交友関係の制限・行動の監視など

## 相談窓口一覧

相談窓口	電話番号	受付日時
内閣府DV相談ナビ (お近くの相談窓口をご案内)	☎0570(0)55210 (PHS・一部のIP電話等からはつながりません)	24時間
区男女共同参画推進センター (ウイズ新宿) 悩みごと相談室 ※男性も相談できます	①電話相談 ☎(3353)2000	①午前10時～午後3時30分 (日曜日、祝日等、年末年始を除く)
	②男性相談員による 電話相談 ☎(3341)0905	②土曜日午後1時～3時30分 (祝日等、年末年始を除く)
	③面接相談予約 ☎(3341)0801	③午前8時30分～午後5時 (日曜日、祝日等、年末年始を除く)
区生活福祉課女性相談	☎(5273)3884	午前8時30分～午後5時 (土・日曜日、祝日等、年末年始を除く)
東京ウィメンズプラザ (配偶者暴力相談支援センター)	☎(5467)2455	午前9時～午後9時 (年末年始を除く)
東京都女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	☎(5261)3110	午前9時～午後8時 (土・日曜日、祝日等、年末年始を除く)
警視庁総合相談センター	☎(3501)0110	午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日等、年末年始を除く)

★夜間や緊急の場合は警察(110番)・東京都女性相談センター☎(5261)3911へ。

## 女性の人権ホットライン

☎0570(070)810

平日午前8時30分～午後5時15分

夫・パートナーからの暴力、職場での差別やセクシュアルハラスメント、ストーカー等の相談を電話

でお受けしています。

★11月17日(月)～21日(金)は時間を午後7時まで延長します。

★11月22日(土)・23日(祝)も相談をお受けします(午前10時～午後5時)。

【問合せ】東京法務局人権擁護部第三課☎(5213)1234へ。

## 入居時に保証人がいない方へ 家賃等の債務保証料を助成します

民間賃貸住宅の入居時に保証人がいない方に、区と協定している保証会社や高齢者住宅財団をあっせんし、家賃等の債務保証料の一部を助成しています。

【助成の対象】区内の民間賃貸住宅にお住まいの60歳以上のみの世帯・障害者世帯・ひとり親世帯のいずれかで、緊急連絡先(親族・知人等)がある方

※ほかにも要件があります。保証契約の前に、

- 住宅課居住支援係へお問い合わせください。
- 【助成金額(2年分)】
- ▼保証会社：月額家賃と共益費の30%(上限あり・1年契約の場合は1回目の保証契約の更新料も助成)
- ▼高齢者住宅財団：月額家賃等の35%
- 【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567・FAX(3204)2386へ。

## 区政に関する苦情をお聞きします 新宿区区民の声委員会のご利用を

区民の声委員会は、区政に関する苦情を処理する第三者的な機関です。

3人の委員が、受け付けた苦情を公正中立に処理します。プライバシーの保護には特に配慮しています。安心してご相談ください。

【申し立てができる方】個人・法人・その他の団体で、区の機関の業務の執行に関する事項や職員の行為について利害関係のある方

【申し立て方法】「苦情申立書」に必要事項を記入し、区民の声委員会の窓口へ提出してください。

さい。苦情申立書は、新宿区ホームページからも取り出せます。

※区議会・監査委員などの専門機関の権限に属する事項や一定期間を経過している事項は、申し立てができない場合があります。

【受付日時】月・金曜日、午前9時～12時・午後1時～5時(祝日等を除く)

【問合せ】区民の声委員会(第1分庁舎2階) ☎(5273)3508・FAX(3209)1227へ。

## 図書館の 親子向けの催し

### 親力の向上講座

●親子の絆を深める読書

【日時】11月26日(水)午前10時30分～12時

【会場】中央図書館(大久保3-1-1、旧戸山中学校)

【対象】小学生までのお子さんの保護者ほか、25名

【講師】児玉ひろ美(JPIC読書アドバイザー)

【申込み】電話でこども図書館☎(3364)1421へ。先着順。託児あり(3歳～未就学児・先着5名・11月14日(金)までに予約)。

### 人形劇「くるみ割り人形」

【日時】12月7日(日)午後3時～4時

【会場】戸山生涯学習館(戸山2-11-101)

【内容】音楽も楽しむ人形劇。人形を使った表現ワークショップも実施(出演は劇団パーク)

【申込み】事前に電話または直接、戸山図書館(戸山2-11-101)☎(3207)1191へ。先着100名。

館(戸山2-11-101)☎(3207)1191へ。先着100名。

### 人形劇

【日時】11月29日(土)午後2時～3時

【対象】幼児～小学3年生と保護者、60名

【上演作品】「3びきやぎのらがらどん」

「たっちゃんとおそぼう」(出演・劇団小さいお城)

【会場・申込み】当日直接、北新宿生涯学習館(北新宿3-20-2)へ。先着順。

【問合せ】北新宿図書館☎(3365)4755へ。

### おもしろ算数ランド

●図形で遊ぼう

【日時】11月30日(日)午後2時～4時

【会場】津久戸小学校(津久戸町2-2)

【対象】小学3～6年生、40名

【内容】立体と図形の不思議(講師は東京理科大学大学院生)

【申込み】事前に電話または直接、中町図書館(中町25)☎(3267)3121へ。先着順。

## 65歳以上のグループに おたっしや運動出前講座を開催しています

### 身近な場所で介護予防・認知症予防

住み慣れた地域で元気にいきいきと暮らしていくために、身近な仲間とのグループ活動に簡単な介護予防の取り組みを加えてみませんか。

体操の専門インストラクターが皆さんの活動場所に出向き、膝痛や腰痛の改善、認知症予防の話を交えながら、家庭でも気軽にできるストレッチや筋力アップの運動を指導します。

【利用日時】月～土曜日(祝日等を除く)の午前9時～午後5時(利用は1グループ年間5回まで。1回の時間は30分・60分・90分から選択)

【対象】区内在住で65歳以上の方、5名～50名程度で構成するグループ

【会場】区内の公共施設等の会議室・集会室など

※会場は講座を受けるグループが確保してください。個人宅では実施しません。

※介護保険の「要支援」「要介護」認定を受けている方、医師から運動を禁じられている方は参加できません。

【申込み】所定の申込書を、希望日前月の10日までに高齢者福祉課高齢者事業係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階)☎(5273)4568へ郵送(必着)またはお持ちください。申込書は電話でご請求ください。